

故郷を・普通の生活を返せ! こどもの未来を奪うな!

群馬弁護士会ニュース NO43

弁護士HP

原子力損害賠償群馬弁護士会

検索

クリック

【発行】原子力損害賠償群馬弁護士会(会長)鈴木克昌
【連絡先】〒371-0844
前橋市古市町1-50-1吉野ビル303
新前橋法律事務所内
【TEL】027-251-7871 【FAX】027-251-7989

謹賀新年

2021年 元旦

いよいよ判決の年です。みなさんのご支援をお願いします。
群馬弁護士会一同

＜ 審判決言い渡し ＞

■2021年1月21日(木) 午後2時開廷 ■午後1時～ 裁判所前行動

■東京高等裁判所/101号法廷(午後1時40分頃から傍聴の抽選があります)

※コロナ禍の中の判決になります。健康不安の方は参加を控えて下さい。また、マスクの着用をお願いします。

＜ 判決言い渡し後 ＞

■裁判所前で判決内容の表示後、

「判決報告集会」午後3時30分

日比谷コンベンションホール(日比谷図書館地下)

(裁判所から、徒歩7~8分。当日は道案内あり)



東京高等裁判所

責任逃れを続ける国と、 必要な賠償に応じない東電を追い詰めましょう

(群馬弁護士会長) 鈴木 克昌 弁護士

皆様 新年をいかがお迎えされたでしょうか。

2013年9月に前橋地方裁判所に提訴してから7年半。国の責任を全国で初めて認めた2017年3月の前橋地裁判決を受け、控訴審が始まってからでももうすぐ4年。いよいよ、群馬訴訟の判決が新年1月21日午後2時から、東京高等裁判所101号法廷で言い渡されます。

昨年9月30日には、全国の集団訴訟で、最も原告数の多い、生業訴訟(「生業を返せ、地域を返せ」福島原発訴訟)の控訴審で仙台高等裁判所が、東電の落ち度と国の責任を正面から認める判決を言い渡しました。今度は、私たち群馬訴訟が、国と東電本社のおひざ元の東京高等裁判所で、国と東電の責任をあきらかにする番です。



鈴木団長

私たちの群馬訴訟では、一審前橋地方裁判所が、2017年3月17日、津波は予見できたこと、そして、建物の水密化や非常用電源の高所移転などによって津波被害を回避できたことをあきらかにして、国と東電の責任を正面から認めました。これに対して、国は、最初に国の責任を認めた前橋地裁判決をひっくりかえそうとして、後付けの言い訳を次々に考案し、全国の原発賠償訴訟で初めて法廷でプレゼンテーションを行ったり、一審に倍増する学者の意見書を提出したりしてきました。そして、震災前から津波対策に関与しながら、必要な対策を提言せず、その意味で原発事故防止に十分な働きをしたとは言えない東北大学の今村文彦教授を証人に立ててきました。

私たちは、新潟、山形、埼玉の弁護士会や、控訴審をたたかう生業弁護士会、千葉弁護士会など、全国の弁護士会、原告さんと協力しながら、国の責任をあきらかにする訴訟活動をつけてきました。このなかでは、2002年に国の

地震本部から「三陸沖から房総沖までの日本海溝沿いではどこでも巨大津波地震が発生する可能性がある」とした「長期評価」が発表された際、東電が国の保安員の担当者をうまく丸め込んで対策の先のばしを取り付けたこともあきらかにしてきました。(判決のポイントについて2面で特集しております。紙面いっぱいになりましたが、是非お読みください)

一方、昨年2月7日には、福島県の浜通り地域で現地進行協議を行い、裁判官に、復興とは名ばかりの状況や、帰還困難区域内の原告宅などを視察してもらい、原発事故の被害の重大さを感じてもらいました。

原発事故から間もなく10年、国や東電の責任をあいまいにしようとする動きも強まりました。訴訟のなかでも、国は、いわゆる「自主避難」区域に追加の賠償を認めることは、「この地域に居住する住民の心情を害し我が国の国土に対する不当な評価となる」と主張したり、東電も、もう十分に賠償をしたと主張したりしています。全国で原発事故の被害者が起こしている訴訟でも、国の責任を否定したり東電への賠償上積み認めない判決も出ています。そのなかで、東京高等裁判所で、国の責任を認め東電の賠償を上積み命じる判決が出されることはとても大きな影響があります。

折から、新型コロナウイルス感染症が蔓延し、皆様も一層困難な状態におかれていることとお察しします。

1月21日には、できるだけ感染防止に配慮しながら、裁判所の判断をしっかりと見届けたいと思っています。また、判決言い渡しに出席が困難な方にも、判決結果をすみやかにお伝えいたします。

原告さんや支援の皆様には、これまでのご協力、ご支援に感謝するとともに、判決にむけての一層のご支援をお願いするものです。



昨年7月9日、コロナ禍の中結審

群馬に続いて、千葉訴訟(第一陣)も判決

■2021年2月19日(金) 午後3時開廷

■東京高裁/101号法廷(傍聴の抽選があります)

東京高裁で初めて出される注目の群島判決のポイントについて関弁護士からの報告です。

控訴審判決に期待すること(特に、責任論について)

(群島弁護団・事務局長) 関 夕三郎 弁護士

はじめに

来る1月21日(木)午後2時、東京高裁で群島訴訟の控訴審判決が言い渡されます。

群島訴訟は、全国の集団訴訟の中で初めて判決が言い渡された訴訟であると同時に、やはり、福島第一原発事故に関する国の賠償責任を初めて認めた訴訟であるという点に大きな意義があります。

そのため、控訴審では、多数の専門家の意見書、幾度もプレゼン、最重要証人である今村文彦教授の証人尋問などによって国からの猛反撃がありました。それに対して、私ども群島弁護団は、一番からの新潟弁護団・山形弁護団・さいたま弁護団との連携に加えて、新たに生業弁護団・千葉弁護団との連携も構築し、国の反撃を上回る果敢な訴訟活動を展開して来た所存です。そして、そのような控訴審の攻防を振り返って明らかになったのは、「国と東京電力のお粗末さ」だったと思います。その「お粗末さ」というのは、原発事故以前の津波対策に関するお粗末ささることながら、この裁判における訴訟行為そのもののお粗末さも含まれます。とりわけ国は、一審判決を覆そうと試みた主張・立証が、皮肉なことに、幾つかの重要なポイントにおいて、かえって原発事故以前の津波対策のお粗末さを浮き彫りにしたように思います。

控訴審判決は、それを汲み取って一審判決を更に前進させる内容となるものと確信していますが、そのような視点から、控訴審判決に対する期待や見通しを述べてみたいと思います。



関 弁護士



2017年3月17日、全国初の判決が出る

1. 津波評価技術について

一審判決は、津波評価技術について、①学理的に最大の津波を想定したわけではなく経済性等の工学的判断に基づいて策定されたものであること、②これを用いる原子力事業者や国は、施設の重要度に応じた補正係数(=安全のための余裕)を用いる必要があるのに、その議論がなされなかったこと、③再来周期500年程度の津波の存在が知られていたのに400年以上前の津波については検討対象とされなかったことなどの問題があり、「常に安全側の発想に立って作成されたものと評価することはできない。」として、その限界を認定しました。

一審判決の特徴の1つとして、津波評価技術の限界の根拠として「補正係数(=安全のための余裕)」を重視していた点があります。これは、一審の当時、全国の弁護団内の議論で「補正係数」に関心が向けられていたことを反映しています。

他方、控訴審では、国側証人として出廷した津波工学者の今村文彦教授が「津波評価技術を策定した土木学会津波評価部会」の第一期では、波源の設定については議論しなかった」と証言しました。この証言は、③に関して、国と東京電力にとって決定的に不利な内容です。一審判決の③は、「400年以上前の津波は検討対象としなかったが、最近400年分については相応に検討した」という趣旨に理解できましたが、今村証人は、それすら行わなかったことを認めたわけです。

これは国のオウンゴールです。東京高裁判決がこの点についてどのように言及するか関心を持って見守りたいと思います。



2. 長期評価の合理性について

長期評価の合理性(信頼性)は、福島第一原発事故の集団訴訟において最も重要な論点の1つです。

一審判決は、長期評価の知見は地震学者の間で多数的な見解であったこと、長期評価を策定した地震本部は地震から国民を守るため法律に基づいて設置された機関であること、著名かつ実績のある地震学者を中心に構成されていることなどの理由を挙げ、「長期評価の内容が、防災行政的な配慮も加味した安全側の見地から予測を行ったものであるとしても、その内容は十分合理的なもの」とであると認定しています。

国は、控訴審になってから、長期評価の信頼性を低減しようとして多数の学者の意見書を提出し、また、執拗なまでにプレゼンを繰り返しました。各地の集団訴訟の一審判決の中で国の責任を否定したものは、長期評価の信頼性をかなり控え目に評価していますので(その責任のものが東電幹部の刑事裁判の無罪判決でした)、群島訴訟控訴審における国の訴訟戦略もそれを狙ったものかもしれません。

これに対して、原告側は、生業弁護団の強力な支援を頂いて精緻な反論を展開し、また、重厚なプレゼンで対抗しました。したがって、控訴審判決では、一審判決に理由付けが追加されることはあっても、結論が変わることはないと思われています。

「長期評価」とは、2002年に地震調査研究推進本部が策定したもので、日本海溝沿いにおいて過去に起こった海溝型地震を分析し、将来起こりうる地震について領域毎に整理して示したものです。「長期評価」によれば、日本海溝沿いのどこでも、巨大地震が発生し巨大地震が押し寄せる可能性があることが指摘されています。

※地震調査研究推進本部：1995年の阪神淡路大震災地震を契機に設立された国の地震調査の要の組織で、国の防災対策の基本となる地震対策の地震予測の情報を提供する重要な機関。

3. 予見可能性が認められる時期について

各地で集団訴訟が提起された当初から、国や東京電力が巨大津波を予見できた時期については、国会事故調などの成果により、以下の3つの点が着眼点として挙げられていました。

- ①平成14年7月31日(長期評価が公表されたとき)
- ②平成18年5月頃(溢水勉強会で福島第一原発は1m浸水したら重大事故を起こす可能性がある」と報告されたとき)
- ③平成20年5月頃(東電設計がO.P.+15.7mの試算結果をはじき出したとき)

一審判決は、基本的には①の時点を採用して、国も東京電力も平成14年7月31日から数か月後には巨大津波を予見できたとし、更に、東京電力については③の時点で実際に予見していたと認定しました。

ところで、国は、控訴審になってから、長期評価公表直後に東京電力の担当者と原子力安全・保安院がやり取りしたメールを証拠提出しました。そこには、保安院が東京電力に対して長期評価に基づく津波シミュレーションを指示したのに対し、東京電力が強硬に抵抗して有耶無耶にした経過が記載されていました。

これにより、保安院は長期評価が公表された時点で津波シミュレーションを行うべきと認識していたことが明らかとなり、国の予見可能性を裏付ける結果となりました。

これも国のオウンゴールであり、控訴審判決がどのような言及をするか関心を持って見守りたいと思います。

4. 結果回避可能性について

一審判決は、本件津波による福島第一原発の浸水経路を細かく認定しつつ、「主要建屋のうち外壁及び柱等の構造躯体部分には、津波によるとみられる有意な損傷は生じなかった」と言及した上で、以下の3つのうちの1つでも実施されれば本件事故は回避でき、それらの工事は2年半程度あれば実施可能であったから、「平成14年7月から数か月後」に着手していれば本件事故は回避できたと認定しました。

- ①給気ループの開閉部最下段の高上げ
- ②配電盤&空冷式非常用DGの建屋上層階への設置
- ③配電盤&空冷式非常用DG(併せて電源車の配備)の高台への設置等

上記の一審判決の認定のうち、「主要建屋のうち外壁及び柱等の構造躯体部分には、津波によるとみられる有意な損傷は生じなかった」という点と、結果回避措置の1つとして給気ループの高上げ(これは建屋の水密化の一種と言えます)を挙げていた点は、我々弁護団も重要性にあまり気付いていませんでした。しかし、控訴審において、生業弁護団の協力を得て見直しを行い、両弁護団で協力して、図面や写真を駆使して「そもそも建屋はほとんど壊れておらず、水密化措置が施されていなくても防護力が相当あった。これに給気ループの高上げや内部厚の水密化なども組み合わせれば、本件事故は十分避けられた」という内容のプレゼン資料を作り上げ、主張を展開しました(なお、このプレゼン資料は全国の弁護団でも活用されています)。その結果、控訴審における結果回避措置の主張は、建屋上層階や高台への配電盤等の設置よりも、建屋自体・建屋内部の水密化(給気ループの高上げも含みます)のウェイトが格段に重くなりました。

この点は、昨年9月30日の仙台高裁の生業訴訟控訴審判決とも軌を一にするところであり、東京高裁がどのような判断をするか大いに注目しています。

なお、これは私見ですが、全国の集団訴訟で国の責任が否定されているケースは、実は裁判所が「原発を津波から守るためには極めて高度かつ大掛かりな工事が必要で、そう簡単には国が原発事業者に命令できないのでは?」と思いついておられる気がします。しかし、国も東京電力も「津波対策は防潮堤しかあり得ない」という防潮堤唯一論に拘泥しています。これは、建屋自体や建屋内部の水密化の話に踏み込むと、比較的ローコストで本件事故を回避できたことが明らかになってしまうからだと思います。つまり、裁判所が思っている程には津波対策は大変な工事ではないはずなんです。



2020年9月30日、仙台高裁は「国は東電と同等の責任がある」との判断を示した(TV)

5. 国の規制権限不行使の違法性について(いわゆる「2002年保安院対応」問題)

一審判決は、原発事故が起きた場合の重大性、被侵害利益の重要性、原発は国策民営であること、原賠法は1人の被害者も泣き寝入りさせないための法律であること、平成18年の溢水勉強会で福島第一原発の津波に対する脆弱性が確認されたこと、その他、種々の事実を認定した上で、「平成20年3月、被告東電から耐震バックチェック中間報告書の提出を受けた際、津波に関する記載がなかった(ことから、もはや)被告東電による自発的な対応や、被告国による口頭指示によって適切な津波対策が達成されることはおよそ期待困難な状況に資していること」が国にとっても認識できたとして、平成20年3月までに国が規制権限を行使しなかったのは著しく不合理で違法であると認定しました。

上記の点は、一審の進行中には全国的にもまだ議論が煮詰まっておらず、原告側の主張も成熟しておらず荒削りでした。そんな中で、一審前橋地裁は、非常に大胆な判断を下してくれたと思います。

この点、控訴審の進行中に事実関係の解明や分析が進み、現在では、長期評価の公表された直後の「2002年8月保安院対応」が最大のポイントだというのが全国の弁護団の共通認識となっています(「2002年8月保安院対応」の具体的な内容については、弁護団ニュースNo.37をご参照ください)。生業訴訟控訴審判決は、この点を基軸として国の規制権限不行使の違法性を認めた先駆けとなりました。なお、当時の保安院の耐震班長だった川原修司氏は、共同通信社の取材に対し、「現場の担当だけでなく(上層部も含む)全体で電力がきちんと取り組んでくれないと、津波想定の見直しはできません。役人側が情けなかったこともあるが。」と述べています。

控訴審判決では、この点が見直されて、国の責任がより明確になると思います。更に控訴審判決には、東京電力が規制者である国を巧妙に操り、国が「規制の虜」となっていたことを浮き彫りにして、生業訴訟控訴審判決に続いて、国と東京電力の違法性を厳しく糾弾してくれることを期待しています。

6. 結果回避可能性に関する立証責任の問題について

ところで、昨年9月30日の仙台高裁の生業訴訟控訴審判決は、資料の偏在、高度の専門性、当事者間の衡平などの観点から、「一審原告において、一定程度具体的に特定して結果回避措置について主張立証を果たした場合には・・・、結果回避可能性を否定すべき事実を、一審被告東電において、相当の根拠、資料に基づき主張立証する必要があり、一審被告東電がかかる主張立証を尽くさない場合には、結果回避可能性があったことが事実上推認される」として、立証責任を転換するような判断をしました。

このような考え方は、群島訴訟の一審判決でも採用されており、「原告らにおいて、各結果回避措置について、更に具体的な主張及び立証を要するということではなく、被告東電において、原告ら主張の各結果回避措置では本件事故を回避できなかったことについて、具体的に問題点を指摘し、これを裏付ける証拠を提出すべきであるにもかかわらず、これがあるということもできない。」と認定されていました。

要するに、国も東京電力も、各種データや高度のシミュレーション技術を保有しているのに、「原告側が主張するような措置を講じて本件事故は回避できなかった」と言いたいのであれば、そのようなシミュレーション結果を証拠として提出できるわけです。それに関わらず国も東京電力も何も出していないのは、シミュレーションをやってしまうと本件事故を回避できたことが実証されてしまうからだという推論が働くわけです。

この辺りの問題意識について控訴審判決がどのように言及するか、大いに関心を持って見えています。



最後に

やや私の個人的な関心に偏った内容になってしまったかもしれませんが、以上ご説明した内容は、全国で苦戦を強いられている集団訴訟にも大きく影響するポイントだと思いますので、是非、皆様にも注視して頂きたいと思います。

■原発事故損害賠償集団訴訟／判決の状況

2020年10月現在、東電と国を被告とする集団訴訟の判決は15件

| | 判決年月日 | 裁判所 | 東電の責任 | 国の責任 |
|----|------------|---------------------|----------------|------|
| 1 | 2017年3月17日 | 前橋地裁 | ○ | ○ |
| 2 | 同・9月22日 | 千葉地裁 (第1陣) | ○ | × |
| 3 | 同・10月10日 | 福島地裁 (生業訴訟) | ○ | ○ |
| / | 2018年2月7日 | 東京地裁 (小高に生きる) | ○ | / |
| 4 | 同・3月15日 | 京都地裁 | ○ | ○ |
| 5 | 同・3月16日 | 東京地裁 | ○ | ○ |
| / | 同・3月22日 | 福島・いわき支部 (避難者訴訟) | ○ | / |
| 6 | 2019年2月20日 | 横浜地裁 | ○ | ○ |
| 7 | 同・3月14日 | 千葉地裁 (第2陣) | ○ | × |
| 8 | 同・3月26日 | 松山地裁 | ○ | ○ |
| / | 同・3月27日 | 東京地裁 | ○ | / |
| 9 | 同・8月2日 | 名古屋地裁 | ○ | × |
| 刑事 | 同・9月19日 | 東京地裁 (刑事事件) | 業務上過失致死罪 無罪 | / |
| 10 | 同・12月17日 | 山形地裁 | ○ | × |
| / | 同・2月19日 | 福島地裁 (中通り訴訟) | ○ | / |
| 11 | 2020年3月10日 | 札幌地裁 | ○ | ○ |
| / | 同・3月12日 | 仙台高裁 (避難者訴訟) | ○ | / |
| / | 同・3月17日 | 東京高裁 (小高に生きる) | ○ | / |
| 12 | 同・6月24日 | 福岡地裁 | ○ | × |
| 13 | 同・8月11日 | 仙台地裁 (浜通り訴訟) | ○ | × |
| 14 | 同・9月30日 | 仙台高裁 (生業訴訟) | ○ | ○ |
| 15 | 同・10月9日 | 東京地裁 (阿武隈訴訟) | ○ | × |